

築上町告示第123号

平成25年第4回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成25年11月20日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成25年12月2日

2 場 所 築上町役場議事堂

開会日に応招した議員

工藤 政由君	小林 和政君
宮下 久雄君	西畑イツミ君
西口 周治君	工藤 久司君
有永 義正君	丸山 年弘君
吉元 成一君	武道 修司君
塩田 文男君	塩田 昌生君
中島 英夫君	田原 宗憲君
信田 博見君	田村 兼光君

12月4日に応招した議員

12月5日に応招した議員

12月6日に応招した議員

12月13日に応招した議員

応招しなかった議員

平成25年 第4回 築上町議会定例会会議録(第1日)

平成25年12月2日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成25年12月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第70号 平成25年度築上町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第5 議案第71号 平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 議案第72号 平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第73号 平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 議案第74号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第75号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第76号 築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第77号 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第78号 築上町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第79号 築上町霊園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第80号 築上町簡易水道事業(築城中部地区)給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第81号 築上町簡易水道事業(築城地区)給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第82号 築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第83号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第84号 築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第85号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第86号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第21 議案第87号 字の区域の変更について
- 日程第22 議案第88号 京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び京築広域市町村圏事務組合同規約の変更について
- 日程第23 議案第89号 京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- 日程第24 議案第90号 物品売買契約の締結について
- 日程第25 議案第91号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第26 議案第92号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第27 議案第93号 人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第70号 平成25年度築上町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第5 議案第71号 平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 議案第72号 平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第73号 平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 議案第74号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第75号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第76号 築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第77号 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第78号 築上町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第79号 築上町霊園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第80号 築上町簡易水道事業(築城中部地区)給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第81号 築上町簡易水道事業(築城地区)給水条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第16 議案第82号 築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第83号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第84号 築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第85号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第86号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第87号 字の区域の変更について
- 日程第22 議案第88号 京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び京築広域市町村圏事務組合同規約の変更について
- 日程第23 議案第89号 京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- 日程第24 議案第90号 物品売買契約の締結について
- 日程第25 議案第91号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第26 議案第92号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第27 議案第93号 人権擁護委員の推薦について

出席議員(15名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 工藤 政由君 | 2番 小林 和政君 |
| 3番 宮下 久雄君 | 4番 西畑イツミ君 |
| 5番 西口 周治君 | 6番 工藤 久司君 |
| 7番 有永 義正君 | 8番 丸山 年弘君 |
| 9番 吉元 成一君 | 10番 武道 修司君 |
| 11番 塩田 文男君 | 12番 塩田 昌生君 |
| 13番 中島 英夫君 | 15番 信田 博見君 |
| 16番 田村 兼光君 | |

欠席議員(1名)

- 14番 田原 宗憲君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

- 局長 進 克則君 補佐 木部 英明君

説明のため出席した者の職氏名

町長 新川 久三君 副町長 八野 紘海君
教育長 進 俊郎君
会計管理者兼会計課長 田中 哲君
総務課長 則行 一松君 財政課長 中野 誠一君
企画振興課長 渡邊 義治君 人権課長 中野 康弘君
税務課長 田村 一美君 住民課長 平塚 晴夫君
福祉課長 高橋 美輝君 産業課長 田村 啓二君
建設課長 平尾 達弥君 都市政策課長 久保 和明君
上水道課長 加来 泰君 下水道課長 古田 和由君
総合管理課長 松田 洋一君 環境課長 永野 隆信君
農業委員会事務局長 ... 加来 直之君 商工課長 神崎 一浩君
学校教育課長 金井 泉君 生涯学習課長 宮尾 孝好君
監査事務局長 木部 英明君

午前10時00分開会

議長(田村 兼光君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、平成25年第4回築上町議会定例会を開会します。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

町長(新川 久三君) 議員の皆さん、おはようございます。本日招集いたしましたところ、全議員の参加をいただきまして大変ありがとうございます。今議会が私の2期目の最終議会と、定例会でございますけど、よろしく願い申し上げたいと思います。

そしてまた、いろんな懸案事項等々も出てきておるところでございます。国の状況を申しますと、先般、基地関係の役員会議がございまして、調整交付金が政府の行政改革会議の中でちょっとやり玉に上がってきておるといふうなことで、調整交付金が、我々は基本的にはソフト部分をどンドンふやしてほしいという要望をしておりますけれど、この会議の中で一般財源化されておるといふ指摘がされて、初期の目的が達成できていないのではないかと、このような指摘が出てきておるといふことで、我々が目指す反対方向の会議の中で議論がされておるといふことでございます。そしてまた、この用途についても300億円は節減できるんじゃないかというような形が、これが秋のレビューというふうな形の中でやり玉に上がってきておるといふことでございます。早速、防衛省それから総務省あたりにもお願いに行き、それから県選出の国会議員の皆さんにも、ぜひ理解をしながら存続をということをお願いをしてきたところでございます。

それから、旧蔵内邸でございますけれども、きのう現在で2万4,700人を達成しまして、3万人目標という形でございますけれども、達成されるのではなからうかなということであつておるところです。最近では貸し切りバスの来訪が多くなって、旅行者あたりから旅行のちょっと寄り道という形の中で寄っていただけるといふ状況が出てきております。

それから、懸案の簡易水道の統合ということで、今ある水道課のほうでは地元説明会に伺っておりますけれども、ある一定の理解はいただいてきておると、このような報告を受けておるところでございます。

それから、あと簡易な専決処分ということで、議会の皆さんから御承認をいただいております専決処分が2件ございましたが、この場をかりて、議長宛てに報告はさせていただいておりますけれども、人権課のこれが時効になるというようなことで、訴訟を1件提起させていただいております。

それから、産業課の関係で、議事の関係の事業で契約変更、これが1割未満であれば、もう簡易な一応専決処分というようなことで、議長報告でよろしいというようなことで御承認を得ていますので、この分を議長からまた後、報告があるんじゃないかなと思いますけれど、専決処分をさせていただいたところでございます。

それから、今議会の議案は、予算案件4件、それから条例が、基本的には税条例と、あと消費税関連の条例が多々あります。それから、その他の案件ということで2件、契約が1件、人事が人権擁護委員の3名の方の御推薦をいただきたいということで、3名を提案しておるところでございます。

以上でございます。また、本議会よろしくお願ひ申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。
議長(田村 兼光君) これで行政報告を終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

議長(田村 兼光君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、宮下久雄議員、4番、西畑イツミ議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

議長(田村 兼光君) 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。委員長、信田委員長。

議会運営委員長(信田 博見君) 議会運営委員会の報告をいたします。

11月26日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

12月2日月曜日の本日は、本会議で議案の上程、なお契約、人事、組合規約等の案件は、本日即決することとして協議しました。

12月3日火曜日は、議案考案日とします。

12月4日水曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託を行います。

12月5日木曜日は、本会議で一般質問とします。

12月6日金曜日は、本会議で一般質問とします。

12月7日土曜日、8日日曜日は、休会とします。

12月9日月曜日は、休会で厚生文教常任委員会とします。

12月10日火曜日は、休会で産業建設常任委員会とします。

12月11日水曜日は、休会で総務常任委員会とします。

なお、委員会の審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については、一般質問でお願いいたします。

12月12日木曜日は、休会で委員会予備日とします。

12月13日金曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決です。

なお、一般質問の締め切りは、あす正午までといたします。

以上、会期は、本日から12月の13日までの12日間とすることが適当だと決定いたしましたので、御報告いたします。

以上です。

議長(田村 兼光君) 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日2日から12月13日までの12日間と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月13日までの12日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

議長(田村 兼光君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

議案は、お手元に配付していますように、議案第70号外23件であります。

ほかに、報告事項は印刷してお手元に配付のとおりですが、例月出納検査報告と専決処分の報告が2件ございます。専決処分の報告は、町長の専決処分事項の指定に関する条例に基づくもので、築上町住宅新築資金等貸付金返還金収納に関する訴えの提起及び議会の議決を得た契約で、その金額の10分の1以内の変更に伴う専決処分です。議会から委任された専決処分の取り扱いは、諸般の報告の中で処理することになっていますので、御報告します。

日程第4.議案第70号

日程第5.議案第71号

日程第6.議案第72号

日程第7.議案第73号

議長(田村 兼光君) これより議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第70号平成25年度築上町一般会計補正予算(第4号)についてから、日程第7、議案第73号平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第70号から議案第73号までを一括上程することに決定しました。

日程第4、議案第70号平成25年度築上町一般会計補正予算(第4号)についてから、日程第7、議案第73号平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中野財政課長。

財政課長(中野 誠一君) 議案第70号平成25年度築上町一般会計補正予算(第4号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度築上町一般会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。

議案第71号平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

議案第72号平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

議案第73号平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。平成25年12月2日、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第70号は、平成25年度築上町一般会計補正予算(第4号)でございますけれども、本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額100億5,830万円に2億4,300万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を103億130万とするものでございます。

歳出の主なものは、自立支援給費が1億758万円、それから国県補助金精算に伴う返還金、これは障害者福祉の関係でございますけれども3,096万円、それから前年度繰越金確定に伴います下水道特別会計

への繰出金の減額が3,545万5,000円、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金を活用した公共施設等整備基金積立金1億円を計上させていただいております。

それから、歳入につきましては、先ほど申した地域経済活性化・雇用創出臨時交付金4,642万2,000円、自立支援給付費、国県負担金8,130万6,000円、財源更正によりまして過疎債の減額を1,400万円いたしました。それから、前年度の繰越金を1億2,075万3,000円を計上させていただいております。

それからまた、農業基盤整備促進事業の干拓の水路改修でございますけれども、過疎債から地域経済活性化の雇用創出臨時交付金を財源に振りかえをさせていただいたところでございます。

次に、議案第71号平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。本予算は、既定の歳入予算の財源の調整を行うものでございまして、前年度の繰越金が出まして、1,030万円を追加いたしまして、一般会計からの繰入金をこの額減額をしたものでございます。

次に、議案第72号平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算でございますけれども、本予算も繰越金等々で調整をさせていただいております。それと、下水道管理費の公課費65万1,000円は追加をさせていただいております。

次に、議案第73号平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算、本予算案も既定の歳入予算の財源の調整で、これも繰越金を計上いたしまして、一般会計への繰入金を減額したものでございます。

以上、予算については4件、よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

日程第8. 議案第74号

日程第9. 議案第75号

日程第10. 議案第76号

日程第11. 議案第77号

日程第12. 議案第78号

日程第13. 議案第79号

日程第14. 議案第80号

日程第15. 議案第81号

日程第16. 議案第82号

日程第17. 議案第83号

日程第18. 議案第84号

日程第19. 議案第85号

日程第20. 議案第86号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第8、議案第74号築上町税条例の一部を改正する条例の制定に

ついでから、日程第20、議案第86号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括上程したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第74号から議案第86号までを一括上程することに決定しました。

日程第8、議案第74号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第20、議案第86号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 議案第74号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第75号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第76号築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第77号築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第78号築上町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第79号築上町霊園条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第80号築上町簡易水道事業(築城中部地区)給水条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第81号築上町簡易水道事業(築城地区)給水条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第82号築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第83号築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第84号築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第85号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第86号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成25年12月2日、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第74号は、築上町税条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案は、地方税法施行令の一部が改正され、また政令、それから施行規則の一部も改正されて省令が公布されました。このことにつきまして、内容は、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収の制度の見直しでございます。

それから次に、議案第75号、これも同じく地方税法の施行令等の改正で、一緒でございますけれども、築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、主な改正事項としては、上場株式等に係る配当所得等による国民健康保険税の課税特例の規定の整備でございます。

それから、議案第76号は、築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。この条例改正は、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合の特例を改める必要があるために条例の一部を改正するものでございます。

それから、議案第77号築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、この条例改正は、消費税が来年の4月1日から8%に引き上げられます。これに基づいてこの条例を改正するものでございます。

次に、議案第78号築上町ごみ処理場条例の一部を改正する条例、これも同じく消費税が8%に4月1日から一応適用されます。これについての条例で、改正でございます。

次に、79号、築上町霊園条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、本条例案も、消費税8%に引き上げられ、霊園条例の一部を改正し、なお、この霊園条例の管理料のみが一応8%の対象になるわけでございます。

次に、議案第80号築上町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例でございますけれども、これも消費条例が一応改正されたために4月1日から8%に引き上げるようにいたすものでございます。

次に、議案第81号築上町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例、これも同じく消費税の改正ということで、8%を4月1日から一応施行するための条例でございます。

次に、議案第82号築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、これについても同じく消費条例が8%に引き上げるための条例改正でございます。

次に、議案第83号は、築上町下水道条例の一部を改正する条例でございます。これも同じく、来年の4月1日から8%に消費税が引き上げられるための条例改正でございます。

議案第84号築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案も、消費税関係の8%に引き上げられるために条例改正を行うものでございます。

これもそうやったかな、85は、これまでじゃな。まだやる。以上(「いや、86まで」と呼ぶ者あり)これまでい

っていいのかな。

85は、築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例でございますけれども、本条例案は、一応、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が改正がされました。よって、この条例もこの法律改正に基づく条例改正でございます。

それから、議案第86号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、本条例案は、築上町図書館利用者の利便性の向上及び図書の貸し出しの利用促進を図るため、図書館運営の時間の変更でございます。

以上、条例改正が14件ございますが、よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

日程第21. 議案第87号

議長(田村 兼光君) 日程第21、議案第87号の字の区域の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 議案第87号字の区域の変更について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、県営角田北部地区土地改良事業(区画整理)の換地処分の報告があった日の翌日から本町内の字の区域を別紙のとおり変更する。平成25年12月2日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第87号は、字の区域の変更でございますが、本議案は、土地改良事業によりまして豊前市の土地改良事業の中に本町の区域が含まれておりました。その中で換地処分いたしまして、大字有安の一部を新たにする必要がございます、今回議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議をお願いし、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

日程第22. 議案第88号

日程第23. 議案第89号

日程第24. 議案第90号

日程第25. 議案第91号

日程第26. 議案第92号

日程第27. 議案第93号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第22、議案第88号京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び京築広域市町村圏事務組合同規約の変更についてから、日程第27、議案第93号人権擁護委員の推薦については、組合同規約、契約、人事の案件です。したがって、議案第88号から議案第93号

までを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第88号から議案第93号までは委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第22、議案第88号京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 議案第88号京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務を変更し、京築広域市町村圏事務組合規約を別紙のとおり変更することに関する協議について、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月2日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第88号は、京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更についてでございます。

本案は、同組合の行橋、京都学校給食調理施設に関する事務でございます。本町におきましては直接は関係はございませんが、行橋と京都郡で共同で給食センターを運営しておりましたが、この老朽化に伴いまして、4月1日からそれぞれ独立して、みやこ町、行橋市で処理をすることになったということで、この当組合の教育委員会を解散し、それから共同事務のうち、行橋、京都学校給食調理施設に関する事務を廃止をするということで、規約の変更については、それぞれの加盟市町村の議会の議決が必要だということでございます。よろしく御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第88号について採決を行います。議案第88号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第23、議案第89号京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 議案第89号京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議書を別紙のとおり定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求め。平成25年12月2日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第89号は、前議案の関連でございますけれども、京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてでございます。

本町も直接的には全くこの分については関係ございませんが、先ほど規約の変更等々で財産が残るわけでございますけれども、この財産については行橋市とみやこ町がそれぞれ配分を決めながらやっていくということでございます。これも一応、加盟市町村の議会の議決が必要だというようなことで、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第89号について採決を行います。議案第89号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第24、議案第90号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 議案第90号物品売買契約の締結について、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、小型動力ポンプ付軽積載車購入について、次のように物品売買契約を締結するものとする。平成

25年12月2日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第90号は、物品の売買契約の締結でございます。

本議案は、小型動力ポンプ付軽積載車両の購入でございます。平成25年11月5日に4社による指名競争入札を行いました。結果は、愛知ポンプ工業北九州営業所が、消費税込みで916万6,500円で落札をいたしました。

なお、2台購入ということで、1台は第6分団第1部の下深野、それから、もう1台は第5分団第5部、小山田に配備をするものでございます。一つはトラックタイプ、一つはデッキバンタイプということでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。塩田議員。

議員(11番 塩田 文男君) 物品売買なんですけども、今町長が、一つはトラックバンタイプ、一つはデッキバンタイプ、そういうのはどういうふうに僕たちは解釈したらいいか。どんな車が教えてもらえますか。この資料不足というのは、いつも言われるように、物品契約売買だけで、カタログも何も出さない。メーカーが入札をして、3社ぐらいでやっていますけど、各メーカーによって車種、若干違うと思うんですけど、なぜそういうようなこういった車ですというものを出さないのでしょうか。車の形を手で説明してください。

議長(田村 兼光君) 則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 総務課、則行でございます。デッキバンタイプと申しますのは、普通の軽の4人が乗られるタイプの車でございます。運転席と助手席、その後ろに後部がありまして、人間がドアつきで乗れるようになっております。その後ろに可搬の積載車が搭載できるというふうになっております。もう1台のトラックタイプは、通常の運転席、助手席がございまして、後ろがトラックタイプになっておるものでございます。

標準的には、4人が中に乗れますデッキタイプの部分を標準といたしておりますけども、地元の消防団に確認をいたしましたところ、下深野の消防団につきましては、トラックタイプでいいということがございましたので、1台は安いほうのトラックタイプというふうに決定をいたしております。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(11番 塩田 文男君) 本来、私の質問、こういう質問する必要はないんですけども。課長は、そういうタイプの車という形で、はい、わかりましたと入札を組んでいけますか。それとも、あなた、カタログ見ましたか。

議長(田村 兼光君) 則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) デッキタイプとトラックタイプの関係の部分の、カタログではございませんけども、資料関係はもらっております。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(11番 塩田 文男君) それでは、私たち議会にも、そういう車のボディーが載ったような資料を添付、これからしてください。

議長(田村 兼光君) ほかにございませんか。吉元議員。

議員(9番 吉元 成一君) 塩田議員と同じような質問になると思うのですが、この議案書の中には入札結果がついてないんですね。入札結果部分のは入っていない。仮に、あったとしても、もう一つ突き進んで、特殊な車両だから、何社こういう車両をつくっている会社がありますということを言わないと、何で愛知ポンプなのかということになるのでしょうか、それは入札の結果、それは別紙でしょう。

議案のつくりかたも、全部別紙、別紙で、もう要らん紙使うて、いっぱい種類して、何か紛らわすためにわざととるんかどうかわかんけど、そういうことやないと思いますけど、大体この議案の90号の頭の裏側に入札結果表ぐらいつけても悪くはないと思うんですよ。ほかのを見る、例えば都合によって、きょうしか議案書を、ここに来て初めて受け取った議員さんもおられるわけですから。それとか、例えば、よう差しかえとか、間違いがよくありますね、議案に、でしょう。だから、やっぱり資料をつくる、この議案をつくる、資料をつくる時に、やっぱり手間暇かけてやっていますので、何日前には必ず用意しますと。

それについては、入札結果表については、こういった特殊なものについては、たとえ安い高いは別にして、入札結果を出すとか。それとか、例えばこういうポンプを積載する小型自動車とかこういうのは数社しかないと思うんです、日本中探しても。だから、こういう業者しかいませんと言わんと、しょっちゅう同じメーカーばかりがとっておるなという見方をする住民の方もおられると思いますので、これは執行部のためにも、一つやっぱり、先ほど塩田議員が言われたように、資料不足ですということですので、今後前向きに取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長(田村 兼光君) 答弁要らんか。

議員(9番 吉元 成一君) もうなしで。

議長(田村 兼光君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第90号について採決を行います。議案第90号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決することに決定しまし

た。

日程第25、議案第91号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 議案第91号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。平成25年12月2日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第91号は、人権擁護委員の推薦でございますが、本案は、人権擁護委員吉留平治氏が平成26年の3月31日をもって任期満了となります。引き続き人権擁護委員として推薦することについて、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、吉留氏は、長年、部落解放研究会の事務局、それから今は同和教育研究会の事務局ということで、部落問題に非常に精通しておる方でございます。それから、他の人権についてもいろんな形でよう今まで活動してきていただいておりますので、再度一応、人権擁護委員さんになっていただこうということで議案を提出させていただきました。よろしくお申し上げます。

議員(4番 西畑イツミ君) 議長、質問していいですか。

議長(田村 兼光君) 人事案件。

議員(4番 西畑イツミ君) 資料について質問していいですか、関連してです。人事案件じゃないとだめですか。

議長(田村 兼光君) 後からにしない。

議員(9番 吉元 成一君) 登用するんでしょう。町長、ちょっと再任の方ちゅうか、再度選ぶ方については、人権擁護委員については、日ごろはどういった形を、仕事をするのかということを理解してくださいということについては、新たに選ばれた方、担当課長から、誰かから相談受けて、この人なら適任でしょうということですけれど、回答は知りませんがね、引き受けてくれるかという、いろんな係持ってるだろうし。どういったもんやろうかちゅうことをやっぱり心配しちよった。そういった面で、この人は人物的にはどうかと。いい方だと思んですけども、新たにられる方、お願いした方は、例えば選任された挨拶のときに何を言っているかわからないとか、人権についてだろうけども、そうしたことも含めて、やっぱ手を回してやらんと、うちらが気遣いしてやらんと本人困る。以上を付け加えちよってよ。

議長(田村 兼光君) じゃあ、進めます。ただいまの説明のとおり、人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めるものです。

本件は、人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で適任、不適任を本日決定します。

議場の出入り口を閉めてください。

(議場閉鎖)

議長(田村 兼光君) ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、5番、西口周治議員、6番、工藤久司議員を指名します。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長(田村 兼光君) 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判定しがたいもの、あるいは白紙は不適任とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長(田村 兼光君) 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) それでは、記入してください。記入が終わりましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

議長(田村 兼光君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いします。

〔開票〕

議長(田村 兼光君) 投票の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、適任10票、不適任4票。よって、議案第91号の人権擁護委員に吉留平治氏を適任することに決定しました。

日程第26、議案第92号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 議案第92号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。平成25年12月2日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第92号も人権擁護委員の推薦でございます。

本議案も、人権擁護委員川端洋子氏が26年の3月31日をもって任期満了になります。引き続き人権擁護委員を川端さんにさせていただこうという案件でございます。議会に意見を求めるものでございます。

なお、川端さんは、資料にもございますけれども、町の役場職員を19年3月31日に退職をしまして、20年から人権擁護委員をいたしていただいております。よろしく御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。ただいまの説明のとおり、人権擁護委員の推薦について、議会

の意見を求めるものです。

本件は、人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で適任、不適任を本日決定いたします。

ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、7番、有永義正議員、8番、丸山年弘議員を指名します。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長(田村 兼光君) 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判定しがたいもの、あるいは白紙は不適任とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長(田村 兼光君) 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) それでは、記入してください。記入が終わりましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

議長(田村 兼光君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いします。

〔開票〕

議長(田村 兼光君) 投票の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、適任12票、不適任2票。よって、議案第92号の人権擁護委員に川端洋子氏を選任することに決定いたしました。

日程第27、議案第93号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 議案第93号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。平成25年12月2日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第93号も、同じく人権擁護委員の推薦についてでございます。

人権擁護委員吉武一郎氏が平成26年の3月31日をもって任期満了になります。新たに人権擁護委員として白川恵美子氏を推薦することについて、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるもので

ございます。

なお、吉武氏に再度お願いをずっとしてきたのですが、どうも体調が悪いというふうなことで、もう一応再任を本人はどうしても辞退したいということでございまして、あと後任を探すに当たって、できれば上城井が今いないので、上城井のほうからということで探してはありましたけど、なかなかいませんでしたけれども、白川恵美子さんということで、彼女は福岡豊築農業協同組合を昨年3月31日に退職をいたしまして、今はパート的な仕事をやっておるというふうなことでございますけれど、地域では非常に人望が厚く、お願いしたら、何とか、皆さんの承認がいただければ、やってみようというふうなことで、非常に探すのに苦労しましたけれども、白川さんが一応、任命を受けられればやってみようというふうなことで、今回議案に提出をさせていただいたところでございます。御採択をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) ただいまの説明のとおり、人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

本件は、人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で適任、不適任を本日決定いたします。

ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、9番、吉元成一議員、10番、武道修司議員を指名します。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長(田村 兼光君) 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判定しがたいもの、あるいは白紙は不適任とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長(田村 兼光君) 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) それでは、記入してください。記入が終わりましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

議長(田村 兼光君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いします。

〔開票〕

議長(田村 兼光君) 投票の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、適任13票、不適任1票。よって、議案第93号の人権擁護委員に白川恵美子氏を選任することに決定いたしました。

議場の入りをあけてください。

(議場閉鎖)

議長(田村 兼光君) なお、本日選任されました白川さんの御紹介は、12月5日、会議前に行いたいと思います。

ここで、議案に対する資料及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りは、あすの正午までとします。

議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。御苦労さまでした。

午前11時02分散会